

旅行業法第12条の3に基づく「標準旅行業約款」の見直しについて

平成16年10月
総合政策局旅行振興課

I. 改正の背景

近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様として「企画旅行契約」を設定するとともに、この企画旅行の実施について旅程管理業務を旅行業者に義務付けること等を内容とする「旅行業法の一部を改正する法律（平成16年法律第72号）」が、本年6月2日に公布され、平成17年4月1日から施行される予定です。

これを受け、旅行契約に係る取引条件の雛形である「標準旅行業約款（平成7年運輸省告示第790号）」を見直す必要があります。今般の見直しにおいては、新たに設定された「企画旅行契約」に係る取引条件を整備するとともに、これまでの旅行契約を巡る苦情・トラブル等の発生状況を踏まえ、旅行者保護の充実、取引条件の一層の明確化を図る観点から、所要の規定の見直しを行うことを検討しています。

II. 改正の概要

1. 「企画旅行契約」に係る取引条件の整備

今般の法改正により、従前の「主催旅行契約」、いわゆるパッケージ型旅行契約に、オーダーメイド型旅行契約を追加した「企画旅行契約」が設定されました。従前のパッケージ型旅行契約とオーダーメイド型旅行契約をその企画性、包括料金性、旅行業者の責任等の点で統一概念である「企画旅行契約」で括ったのが今般の法律改正の趣旨です。

このため、標準旅行業約款中「主催旅行契約の部」を「募集型企画旅行契約の部」（以下「募集型約款」といいます。）と名称変更するとともに、オーダーメイド型旅行契約に対応するものとして「受注型企画旅行契約の部」（以下「受注型約款」といいます。）を設定し、募集型約款と同様の規定を整備することを検討しています。ただし、オーダーメイド型旅行契約の特性から異なる規定が必要な場合等については、以下のとおり規定を整備することを検討しています。

（1）企画書面の交付等

受注型約款においては、オーダーメイド型旅行契約に関し、旅行者からの依頼に基づき旅行業者が作成する旅行計画、旅行代金等を記載した書面（＝「企画書面」）について、旅行者が手軽に旅行業者にその作成を依頼し、旅行業者から提示された旅行計画の内容、旅行代金等を吟味してから契約の申込みができるよう、契約の申し込み前に交付することとすることを検討しています。

また、受注型約款においては、募集型約款においては認められていない、旅行者側の申出に基づく契約内容の変更について規定することを検討しています。

（2）オーダーメイド型旅行契約の解除の際ににおける企画料金の支払

旅行業者が明示した企画料金の金額を含む企画書面の内容について承諾の上、オーダーメイド型旅行契約を締結した旅行者は、取消料賦課開始日以前であっても、解除時に

おいて、企画の対価として当該企画料金を支払うこととすることを検討しています。

2. 旅行者保護の充実の観点からの規定の整備

今般の法改正に併せて、企画旅行に参加する旅行者保護の充実を図るため、募集型約款、受注型約款共通で、以下の措置を講じることを検討しています。

(1) 変更補償金支払対象の拡充

① 支払の対象となる書面の拡大

現在は契約書面の記載内容からの変更が支払対象となっていますが、これを確定書面が交付された場合には確定書面の記載内容からの変更を支払対象とすることとし、さらに、「契約書面の記載内容⇒確定書面の記載内容」、「確定書面の記載内容⇒実際に提供されたサービス」の双方の変更を対象とすることを検討しています。

② その他支払の対象の拡大等

本邦内の旅行開始地空港・旅行終了地空港の異なる便への変更、本邦内と本邦外との間における直行便から乗継便又は経由便への変更、禁煙フロア等の宿泊機関の条件の変更等も支払対象として追加することを検討しています。ただし、運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には支払対象としない旨明記することを検討しています。

(2) 特別補償の見直し

① 以下のとおり、死亡・後遺障害保証金の額の引き上げを検討しています。

海外旅行 2000万円 ⇒ 2500万円 (+500万円)

国内旅行 1000万円 ⇒ 1500万円 (+500万円)

② 入院見舞金額の引き上げ及び通院見舞金の新設

海外旅行の場合について、入院見舞金の額を倍額とする（一例：入院日数180日以上で20万円⇒40万円）ことを検討しています。

また、通院見舞金を新設することを検討しています（一例：海外旅行の場合、通院日数90日以上で10万円。通院日数3日以上等の支払条件あり。）。

③ 旅行業者の免責範囲の見直し

旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故による傷害及び電磁的記録媒体に記録された稿本等については、特別補償の対象外とすることを検討しています。

④ 旅行業者への通知期限の明示

旅行者等は、旅行業者の関知しない事由により傷害を被ったときは、当該事故の日から30日以内に報告しなければならないこととすることを検討しています。

⑤ 「企画旅行参加中」の定義の見直し

旅行日程中、旅行者が旅行業者の手配した旅行サービスの提供を一切受けない日が定められており、旅行業者がその旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害が特別補償の対象外となる旨、契約書面に明示したときは、当該日は特別補償の対象となる「企画旅行参加中」と扱われないこととすることを検討しています。

(3) 通信契約の場合における旅行代金の払い戻し日の明確化

通信契約を行った旅行者に旅行代金を払い戻す場合、旅行開始前の払い戻しについては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の払い戻しについては、契約書面に記載した旅行終了後の翌日から起算して30日以内に払い戻すべき額を通知する旨追記することを検討しています。

(4) 旅行業者による保護措置の実施

企画旅行参加中の旅行者が、疾病、傷害等によって保護を要する状態にあると認めた場合には、旅行業者が必要な措置をとる旨を明確化するとともに、当該費用は旅行者側が負担することを明記することを検討しています。

3. 取引条件の一層の明確化の観点からの規定の整備

今般の法改正に併せて、企画旅行契約の取引条件の一層の明確化を図るため、募集型約款、受注型約款共通で、以下の措置を講じることを検討しています。

(1) 旅行業者側の解除権の見直し

旅行者が合理的な範囲を超える負担を求める場合にあっては旅行開始前、旅行への参加に当たり介助者の同行が必要と認められる旅行者が介助者の同行なしに旅行に参加する場合にあっては旅行開始前又は開始後、旅行者が添乗員等の指示への違背、暴行・脅迫等により団体行動の規律を乱す場合にあっては旅行開始後に、それぞれ旅行業者側から契約を解除できる旨を明確化することを検討しています。

(2) 旅行契約の変更・解除の際に必要となる費用負担の明確化

これまで、旅行契約の変更、旅行開始後の旅行業者・旅行者による解除の際（旅行業者の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。）に、旅行業者が旅行サービス提供者に対し支払うべき取消料、違約料等の費用負担については、実務上、旅行者側の負担とされてきていますが、トラブルを回避するため、これを明確化することを検討しています。

(3) 特別な配慮を要する旅行者に係る費用負担の明確化

これまで、参加に際し特別な配慮を要する旅行者の参加のために要した費用負担については、実務上、旅行者側の負担とされてきていますが、トラブルを回避するため、これを明確化することを検討しています。

(4) 旅行者側の責任の明確化

消費者契約法の趣旨を取り入れ、旅行者がその権利義務等、契約内容について理解するよう努めるべき旨を追記するとともに、旅行サービスが契約書面どおりに適切に提供されていないことを認識した場合には、旅行者は速やかに旅行業者等に申し出るべき旨を追記することを検討しています。

III. 適用予定日

「旅行業法の一部を改正する法律」の施行日（平成17年4月1日）以降に契約された旅行契約から適用することを検討中です。